

工場立入調査について

県では、工場・事業場における環境法令の遵守や環境汚染事故未然防止をはじめとした環境保全の取組を推進するとともに、自主的な環境管理体制の構築を促進することを目的として、工場立入調査を実施しています。工場立入調査のながれは、次のとおりです。

1 調査票の記入・提出 (立入前)	●<u>事前に次の資料の記入・提出</u>をお願いします ・工場立入調査票※ ・工場立入調査別紙1～5※ ・参考資料(自主検査結果、用排水マスバランスシート、用排水経路図などの既存資料を添付してください。具体例は調査票の末尾を御参照ください。) ・PFOS・PFOA 使用実態アンケート※
↓	
2 立入調査の実施 (立入当日)	●<u>調査票の記入内容の聴取(会議室等での聴取)</u> ・工場・事業場の概要や生産工程の紹介、環境保全の取組のPR等(10分程度) …事業者様から説明等をお願いします。 ・調査票の記入内容の聴取(60分程度) …環境事務所および市から質問等いたします。 ●<u>製造工程・公害防止施設等の確認(現場の確認)</u> ・特定施設等の設置場所、化学物質・液体物質・廃棄物等の保管場所、環境事故対応用資材の設置場所などの現場の案内をお願いします(1時間10分程度)。 ●<u>ふりかえり(会議室等でのふりかえり)</u> ・調査票や現場の確認結果について、ふりかえりをを行います(10分程度)。
↓	
3 結果通知 (立入後)	●<u>工場立入調査の結果通知</u> ・環境事務所から、メールまたは対面で結果(改善を求める指導事項や事務的な連絡など)を通知します。
↓	
4 改善報告書等の提出 (立入後)	●<u>改善報告書※の作成</u> ・改善を求める指導事項があった場合には、対策を実施のうえ、改善報告書の提出をお願いします。 ●<u>調査票の修正</u> ・事前提出いただいた調査票に修正等が必要な箇所がある場合には、併せて対応をお願いします。

※湖北環境事務所ホームページに、様式や作成例などを掲載していますので、御活用ください。

滋賀県湖北環境事務所
〒526-0033 滋賀県長浜市平方町 1152-2
TEL 0749-65-6650 FAX 0749-63-4040
Mail de44@pref.shiga.lg.jp



湖北環境事務所 HP へのリンク